

【介護保険が適用されない利用料（入居者の希望による）】

項目	料金	内容
補食	100円 / 日	ご希望により、補食を提供した場合
理容・美容（移動美容室）	要した費用の実費	カット2,300円前後（各種技術項目別料金あり）
レクリエーション・クラブ活動等	要した費用の実費	材料費等（ご利用者の希望により参加した場合）
貴重品管理サービス（施設入居者対象）	100円 / 日	各種保険証・各種手帳等の現金以外の貴重品のお預かり管理費
買物代行サービス	300円 / 回	ご利用者またはご家族の希望により買物を代行した場合
外出レクリエーション	要した費用の実費	年に数回実施します。（ご利用者の希望により参加した場合）
電気製品持込料（1個あたり1日）	30円 / 個	テレビなどの電化製品を持込みされた場合（1台あたりの電気料として）
テレビリース料（ショートステイ対象）	100円 / 日	施設のテレビをご利用いただいた場合
寝巻き代（浴衣代）	1,600円 / 1着	死後の着衣代（寝巻き・浴衣代）

【参考：食事・居住費の負担限度額区分（第1～4段階）】

負担限度額（1日あたり）			居住費 （滞在費）	食費	
利用者負担段階	主な対象者		ユニット型 個室	負担限度額	
負担軽減の対象となる低所得者	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	820円	300円
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（※）＋合計所得金額額が80万円以下 		820円	390円
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外 		1,310円	650円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者 ※施設との利用契約に基づき、施設の定める費用を全額支払うこととなります		2,006円	1,600円	

※平成28年8月以降は、非課税年金（障害年金や遺族年金等）も含む。

- 介護老人福祉施設・短期入所生活介護（予防）をご利用の方が市町村に、介護保険負担限度額認定証の申請を行い上記の第1～3段階のいずれかに認定された場合には、食事・居住費の自己負担額が軽減されます。
（注意）介護保険負担限度額認定証の提出がない場合、4段階のご負担となります。